

2026年2月20日
日本鋼製下地材工業会



軽量壁下地材及び開口補強に関する強度検証につきまして

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、日頃より当工業会の活動にご理解とご支援を賜り、誠にありがとうございます。

さて、当工業会では、会員各社に日頃よりお問い合わせいただいております事項のうち、下記の内容につきまして、工業会として統一した認識および対応を図ることといたしました。つきましては、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」および、その技術的参考書として制定された「建築工事監理指針」において、「第14章 金属工事-5節 軽量鉄骨壁下地」に記載されている屋内間仕切壁ならびに、それに付随する出入口およびこれに準ずる開口補強については、使用部材や施工方法に関して、取り付けピッチ、最大高さ、最大開口幅などが仕様書に示された範囲内である場合、標準仕様として定められた内容に基づくものであり、個別の強度計算は行わないこととする。
2. 「建築工事監理指針 第14章 金属工事-5節 軽量鉄骨壁下地 14.5.4 (4)」に記載されているとおり、開口部に取り付けを想定している建具は、強度計算を要しない一般的なものとされている。したがって、開口幅が2メートルを超えるものや、重量物の取り付けを想定し、別途強度計算が必要となる場合には、建具の質量や剛性、建具を留め付ける材（例えば補強材など）の断面性能や材質、留め付け方法、使用時の挙動による壁への影響など、建具に起因する要素が大きく影響する。このため、強度計算については軽量下地メーカーの範囲ではなく、工業会としては、強度計算の主たる条件となる建具メーカーにおいて実施することが適切であると考える。

以上